

第15回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成29年5月18日（木）9:59～10:49
2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室
3. 出席者：
（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、大田弘子（議長）、原英史（専門委員）大崎貞和、佐久間総一郎、堤香苗
（政府）山本内閣府特命担当大臣（規制改革）
羽深内閣府審議官、松永内閣官房内閣審議官
（事務局）刀禰次長、福島次長、石崎参事官、大槻参事官

4. 議題：
（開会）
 1. 「行政への入札・契約に関する手続」について
 2. 「調査（統計調査以外）」に関する取りまとめ（考え方）について

（閉会）

5. 議事概要：

高橋部会長 それでは、時間より若干早い時刻でございますが、おそろいでございますので、第15回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は野坂委員、吉田委員、國領専門委員、川田専門委員が御欠席でございます。

また、大田議長に御出席をいただいております。大臣にも御出席をいただいております。どうもありがとうございます。

初めに、山本大臣より御挨拶を頂戴します。よろしくお願いいたします。

山本大臣 大変お忙しいところ皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は前回に引き続きまして、部会取りまとめにおいて継続検討となった行政への入札・契約に関する手続及び統計調査以外の調査について議論されると伺っております。どちらも事業者から行政手続の改善ニーズが大きく、また、多くの省庁に共通する問題であることから、改革の具体化を大いに期待しているところであります。

委員の皆様におかれましては、答申の取りまとめに向けて忌憚のない闊達な御議論をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、報道関係の方はここで御退席をお願いいたします。

（報道関係者退室）

高橋部会長 それでは、早速議事に入ります。初めに、前回に続きまして、行政への入

札・契約に関する手続について御議論を頂戴したいと思います。事務局より御説明を頂戴します。よろしくお願いします。

大槻参事官 お手元の資料1-1と資料1-2をご覧ください。

資料1-1から説明いたします。おめくりいただきまして1枚目は、契約の方式ごとの手続の流れとありますが、契約につきまして制度面のおさらいをもう一度したいと思っております。

国との契約の方式は(1)~(3)の3方式がございます。すなわち一般競争契約、指名競争契約、随意契約の3つでございます。これらの方式ごとの契約の手続の流れは、以下のとおりとなっております。

下の表にまいりますと、最初に競争契約時の手続というものがあまして、これは(1)の一般競争契約と(2)の指名競争契約に該当するものなのですが、まずの競争入札参加資格の審査がございます。これは入札に参加しようとする者の申請を待ち、申請を行うというものでして、がありますけれども、建設工事の契約については、この審査の前に経営事項審査を受けなければならないということがございます。次にの公告、通知です。

入札、開札という段階となっております。

次に、随意契約時の手続ということで、これは(3)の随意契約のみ該当するものなのですが、競争の方法によることなく任意に特定の者を選定とありまして、でなるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない。

契約の手続にまいりまして、これは3つの方式共通なのですけれども、契約書を作成し、記名・押印を行うということでございます。

3ページ、契約の種類でございます。最初の枠囲みですが、各省の公示によれば、競争入札参加資格審査におきましては「物品」「役務」「建設工事」「測量等」の4つの種類がございます。

物品とありますけれども、これはさまざまな物品の製造、販売、買受のことでございます。

役務でありますけれども、これは広告等といったものの役務の提供等。

建設工事については、土木工事等の土木建築に関する工事。

測量等は、測量だとか建設コンサルタントといった建設関連業の業務でございます。

次の枠囲みですけれども、物品・役務と建設工事・測量では違いがあるということで、以下のように整理をしております。物品・役務は、競争入札参加資格は全省庁統一とされている。これが平成13年4月以降です。資格審査に係る事務、審査基準は、全省庁共通のものが定められており、ある省に申請し資格が認められれば、全省庁に有効な資格となるというものがございます。参考とありまして、資格を有する者は、「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」に掲載されることとなります。

建設工事と測量等ですけれども、こちらは全省庁の統一資格ではなくて各省が資格審査を行っているという状況です。建設工事の契約については、経営状況、経営規模、技術的

能力その他の客観的事項について審査（数値による評価）を受けなければならないとありまして、これが経営事項審査のことでございます。

4 ページ、このような手続と事業者の負担感の整理ということで、これまで行政手続部会で私どもが把握している事業者の個別意見をもう一度整理したものでございます。

最初の競争契約時の手続につきまして、4 つに分けていますけれども、経営事項審査、これは建設工事のみなのですが、これについては申請書の作成、添付書類の収集コストが高い。こういった負担感がございます。また、2 番目の競争入札参加資格審査につきましては、申請書の作成、添付書類の収集コストが高い、非合理である。また、省庁、地方公共団体ごとに異なる資格の取得や手続への対応が必要。3 番目の入札のところは、入札情報がホームページに適切に掲載されていないため、役所に取りに行かなければならない。オンラインで入札手続ができない、やりにくい。4 番目の開札は、オンラインで入札結果を把握できないといった事業者の負担感がございました。

随意契約時の手続ですけれども、こちらについては特段、負担感は把握されていない現状です。

契約の締結時の手続ですが、こちら契約書の作成、添付書類の収集コストが高い、オンラインで契約できない、このような負担感がございました。

今度は資料 1 - 2 ですが、今後の進め方も併せて御説明いたします。

次の者からヒアリングを行うということで、事業者団体につきましては日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国中小建設業協会。関係省庁ということで総務省と国土交通省からヒアリングを行うことを考えております。

また、昨年秋に実施しました事業者アンケートで、入札契約を負担と回答した者を対象として追加アンケート調査の実施を考えています。これは日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、全国商工会連合会です。上記の結果を踏まえて、これから取りまとめに向けて検討を行うということでございます。

次のページが、追加で行うアンケート調査についてなのですが、更に具体的な事業者の負担内容や改善事項についてお伺いすることが調査の趣旨でございます。

回答上の留意点ということで、まず 3 つに分けて聞こうと思っていまして、これは契約の段階ごとなのですが、1 番目が競争契約、2 番目が随意契約、3 番目が契約締結に関する手続という段階ごとにどういった手続にどのような負担感があるのか。その負担解消のためのどのような解決策が考えられるのかということ、事業者にできる限り具体的に記載していただくようお願いすることを考えております。

2 つ目の は、記載に際しては契約の種類、手続の所管について当たるものを選択してもらおうということも、併せてお願いする予定です。

おめくりいただくと調査票の具体のものが出てまいりますけれども、最初は競争契約に関する手続ですが、（1）は経営事項審査ということで、ここは建設工事についてのみなのですが、記入例を設けていまして、例えば 1 つ目の だと、提出書類の作成の

負担が大きいということに関しましては、経営事項審査と競争参加資格申請審査に必要な書類が両者合わせて約 種類にも上る。 と は必要性が不明であり、提出の要否を再検討すべきではないか。こういったようなことを具体的に書いてもらいたいという趣旨で、記入例を少し詳しく目に設けているところでございます。

次のページをおめくりいただきますと、競争契約の中で2番目、競争入札参加資格審査のところですか。これは記入例をいろいろ設けているのですけれども、例えば3つ目の ですと、行政機関が保有する情報の提出を求められる。これについては例えば納税証明書、社会保険や労働保険の納付証明、入札担当社員の社会保険への加入証明等の提出が求められ、企業は個別に年金事務所や労働基準監督署に証明依頼をしている。しかし、これらは国が管理する情報であり、納税状況、登記情報等を行政機関内で参照できる仕組みを構築し、証明書類の添付の省略化を図るべきといった記入例を設けております。

次のページをおめくりいただきますと、今度は競争契約の中で入札ですけれども、これは1つ目の ですと、入札に関する情報の公表の仕方がわかりにくい。案件の情報がホームページで公表されないことがある。わかりやすい形で広く周知をしてほしい。また、仕様書等の資料を紙のみで配布される場合がある。電子ファイルで提供してほしいといった記入例を設けております。

次のページは随意契約に関する手続。また、その次のページは契約締結に関する手続ということで、それぞれ書いていただく。最後に自由記載欄を設けているところでございます。

資料1-1と資料1-2の説明は以上でございます。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありましたらば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。堤専門委員、お願いします。

堤専門委員 具体的なアンケート記入例のところへの御質問といたしますが、提案も含みという形なのですが、記入例でカテゴライズされているものが、ここら辺までは例えば番号で示してあって、具体的な内容を書くみたいな形にされると、例えばこの後で集計をされる作業も早くなられるのではないかと思います。今これを見ていると、事業者側は記入例の から全部書かなければいけないのかと思うと、回答がちょっと負担かなというのを感じましたもので、ある程度従前でこのような意見が出ているということ把握していらっしゃるって、それのより具体的なということであれば、多少そのように事業者側が区別を間違ってもいいかもしれませんが、 部分は何かプルダウンで、場合によってその他というところで書いていただけるような形にされたらよいのではないかと思います。

以上です。

高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

大槻参事官 各事業者が記入する際、なるべく負担が少ないようなやり方を、事業者団体を經由してやるものですから、そちらとも協力しながら考えたいと思います。

高橋部会長 ではぜひその辺よく御検討ください。どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。これ自体、後でやる統計調査以外の調査に該当しますので、事業者負担にならないようにということは、我々自身も考えなければいけません。そこはいろいろとやり方も考えていただくというであると思います。ただ、これ自体は事業者の直接の負担を軽減するためのもので、かつ、既に具体の負担があるところに絞ってアンケートを出すようですので、そういう点では配慮がされていると私は受け取っております。こういう形でアンケートを出すというのはよいことではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにはいかがでしょうか。かなりアンケート期間は短ひですが、大丈夫でしょうか。

大槻参事官 そこは事業者の協力を得ながら、なるべく早目に調査を行いたいと思ひております。

高橋部会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。事務局どうぞ。

刀禰次長 1点よろしいですか。今このような内容で御説明をさせていただきましたけれども、今後の進め方について、こういったアンケートやヒアリングを踏まえてと言ひておりますが、事務局でこういった問題を整理しておりました中で、今後いろいろな具体的な御意見を伺わないと、契約手続はある意味で厳密性を求められる部分でありますので、各省庁においても対応し切れなひと思ひますので、具体的な提案をしていく必要があるだろうと思ひております。

そういった中で、今、考えておりますのは、いろいろこれから出てくる意見について、まさに横串的な対応が必要になるもの、これらについてはこういった横串的な対応がどうやって実現できるかという方策を今後考えていく必要があるだろうと思ひております。

また、各省庁の個別の手続に関するものであった場合には、その点についての改善をお願ひしていくことになるかと思ひます。今後出てきた意見を踏まえまして、横串的なものと縦串的なものを組み合わせて取りまとめに進んでいければよいかと、現在のところ事務局としては考えております。

高橋部会長 どういうものが出てくるかによりますが、そういう方向で実施していただくということでもよろしいでしょうか。

それ以外には特になひということをございますれば、今、御説明がありましたように、入札契約については、次回、事業者団体からのヒアリングを行ひまして、その後、本日の御議論を踏まえて取りまとめに向けた議論を行ひていきたいと思ひております。そういう方向で、何とぞ引き続きよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思ひます。統計調査以外の調査について、取りまとめの考え方を作成してあります。事務局より御説明を頂戴したいと思ひます。

大槻参事官 それでは、資料2をご覧ください。取りまとめの考え方ということでございまして、項目ごとに説明してまいります。

1 番目は調査（統計調査以外）の取組の対象ということですが、前回の部会の際にも御説明しましたが、調査については一般的な定義というものはありません。そこであえて書くとすれば、調査票への記入やヒアリング調査への回答を求めることにより行う事業者に対する調査やアンケートというものが、今回の取組の対象と言えるのではないかと書いてございます。

また、注として個別法上、監督官庁等に付与された資料提出命令等々の権限に基づき行う調査については、部会取りまとめとして取組の対象から除外していることを注記しております。

2 番目の統計法に基づく統計調査と調査の相違点ということですが、調査を今回検討しなければいけないわけなのですが、統計調査との相違点を踏まえて検討を行うことが大事であろうと考えております。そこで2つ目のパラなのですが、統計調査については統計法において「統計の作成を目的として…事実の報告を求めることにより行う調査」とされているのに対して、調査については統計法は適用されないことから、その作成の目的や報告の内容は定められていないというのが1つ目の違いでございます。これをわかりやすく説明したものが下の表なのですが、この表で説明いたしますと、報告の内容に統計調査と調査の違いがあるわけですが、統計調査につきましては事実であるものが統計調査であるということになります。一方で事実以外が調査になるわけなのですが、ここでいう事実以外というのは、意識調査のようなものが統計調査から外れて調査に分類されるということでございます。

2 番目の違いが、統計の作成目的なのか、統計の作成以外が目的なのかということなのですが、では統計の作成以外というのは何なのかということなのですが、括弧で個別利用と書いております。すなわち個別の事例を把握して、その結果を個別に利用することを目的としたものがされるということではないかと思っております。

ただ、このように作成の目的や報告の内容の違いはあるわけですが、一方で、事業者目線で考えた場合、調査票への記入などの事業者の負担には違いはない、同じであるという共通点がございます。

また、最後のパラですが、統計調査については、統計法に基づき実施の際に総務大臣の事前承認が必要であるのに対し、調査については統計法は適用されないことから、調査は各省庁が所掌事務遂行上、必要に応じて随時行うことができるといった違いもございます。

次のページでございますけれども、3番の調査の特性を踏まえた検討ですが、（1）削減目標をどのように考えるかということなのですが、調査は先ほども申しましたように必要に応じ、随時行うものであるということですから、緊急に実施することが必要なものも含まれているということで、個々の調査を洗い出して、調査の全体像を把握するのは困難ではないかと考えております。また、継続的に実施されていないもの、すなわち1回限りものです。こういったものも多いことから、調査においては調査全体に対して削減目標を徹底する方法はなじまないのではないかと考えられます。

そこで削減方策をどうするのかということが(2)なのですけれども、調査については各省庁が所掌事務の遂行上、必要に応じて随時行うものでございます。したがって、総務大臣の事前の審査のように、横並びでチェックをしている人はいないということでございます。

このため、調査については各省庁において調査を検討する際に、事業者の負担ができるだけ小さくなるよう努めることがコスト削減方策として適切と考えられる。加えて事業者から個別の調査について具体的な改善の提案があった場合には、当該提案に対して対応することが必要と考えられる。

具体的な削減方策については、先ほど申しましたように事業者目線で考えた場合、事業者の負担に違いはないことから、現在、統計改革推進会議において検討が行われている統計調査の報告者負担の軽減の具体策を参考に、これに準じて調査についても削減方策の検討を行うこととする。

そこで4番目、具体的な削減方策とありますけれども、この統計改革推進会議の検討を踏まえて検討としておりまして、本日の段階ではまだ具体的にお示しできるものはございません。

次のページが、参考までに現段階の統計改革の検討状況でございます。これは4月14日に中間報告がございました。その中で報告者の負担軽減という項目がありまして、それが～の4つに分かれていますけれども、ですと報告者の声を反映する仕組みということで、各省で個々で行ってきている声の把握といったものを各省横断的に推進するという芽出しがされております。

また、2つ目のポツですけれども、統計調査の設計に当たっては事業者との協働による調査設計を行うことも書かれております。

飛びましての類似調査の事前確認の関係ですけれども、各省で統計調査や各種調査・アンケート等を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って求めるデータの存在の有無や所在を自府省のEBPM推進統括官に確認する。また、2つ目のポツですけれども、報告者の負担の声の受付、調査部局・作成部局への橋渡し、調整等についてはEBPM推進統括官の総括のもとで行うこととし、必要な体制を整備するとあります。

EBPMというものをそのまま読んでしまったのですが、これは何かと申しますとEvidence Based Policy Makingということでして、証拠に基づく政策立案を推進する体制を政府内に構築することが、今の統計改革推進会議の1つの柱となっております。具体的に政策部局における統計データの利活用と、統計部局におけるニーズを反映した統計データの改善を連動させることを今、考えているということでございます。

こういった項目の芽出しが統計改革でなされていまして、これは基本、統計調査を念頭に置いたものでございますけれども、この負担軽減のやり方を統計改革の最終取りまとめに向けて更に今、検討を進めているというふうに聞いております。

ちなみにこの統計改革の最終取りまとめは、5月中旬と聞いております。もう5月中旬

なので、余り日がなくて近日中ということかと思えます。

こういった統計改革の検討を見まして、これは統計調査を念頭としたものなのですが、調査にもそのまま当てはまるようなものは、同じことを各省庁に実施を求めていくというのが重要ではないかとも考えられます。そういった精査を今後、統計改革の報告を見ながら行政手続部会でも行ってまいりたいと考えているところでございます。

資料の説明は以上です。

高橋部会長 ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

大崎専門委員、いかがでしょう。

大崎専門委員 質問なのですが、この統計改革推進会議の考え方を参考にすること自体はそれでいいと思うのですが、EBPM推進統括官というところに正式な統計に該当しないような調査が実施されているかどうかという情報自体、そもそも行っているかどうかという点が気になりまして、要するに先行した調査等があることを知らなかったら回答もしようがないですし、また、そういう調査をすることをそこへ届け出なり報告することが制度化されていないと、そもそも情報が集まらないということだと思っております。そこはいかがなのでしょう。

高橋部会長 事務局いかがでしょうか。

大槻参事官 EBPMの仕組みは、具体的にこれから統計改革の中で更に検討していくと思うのですが、ここで少なくとも書いていますのは、何か新たに調査を行う者が必ずEBPMの推進官に確認をしなければならないということで、その前提として大崎専門委員がおっしゃっていたように、もともと知らなければ確認のしようがないのではないかと思いますので、そこはどのように担保されるのかどうか。それは統計改革にも確認したいと思います。

刀禰次長 補足いたしますと、EBPM推進統括官というのは、今回の統計改革の議論の中で出てきている新しい担当官でございます。そういう新しい組織というか担当官でございますので、今後政府内の組織整備を経て設置されていくものでありまして、その役割についても、今、統計改革推進会議で具体的な議論が行われているところでございます。

その中で、かねてよりこの議論の中では、先方の事務局と我々とで連携して議論をしておりますので、元々は統計調査と統計調査以外の調査というものが非常に近接性があるものでもあり、他方、ある部分は全く相違している部分もあるということですので、その統計での仕組みをどこまでうまく応用することができるかという観点については、双方の事務局とも共通の認識を持っております。逆に言えば、かなりこれはしっかりした体制で今、統計改革に御検討いただいておりますので、その検討の状況を踏まえて、それにどのように上手く連携した形がとれるかということを我々も詰めていきたいという趣旨でございます。ですから、今、大崎専門委員が御懸念のような点は、同時に解決していかなければいけないということだろうと思っております。

大崎専門委員 なるほどそういうことかと思ったのですが、もう一つ、いわゆる統計というものではない調査については、前にも話が出ていたと思いますけれども、各府省がいれば自らの名前で行うものと、各府省の委託を受けて民間機関等が行うものなんかがありますので、そこらもどこまで今回の検討の対象にするかというのも非常に重要なポイントになるのかなと。それが多分どこまで対象とするかというのと、このEBPM推進統括官にどのくらいの情報を出さなければいけないとするのかということも、これまた密接に関連するのだろうなという気がしまして、これは単なる感想です。

高橋部会長 今後の議論の参考としたい。非常に貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

佐久間専門委員、どうぞ。

佐久間専門委員 この統計調査以外に対してどういうふうにアプローチしていくかという点なのですけれども、当然、今回の全体の行政手続部会の目的というのは、事業者の負担を減らすということだと思います。そういう観点で事業者にとって統計か統計でないかということとか、それが法律に基づくものかどうかとかは、ほとんどというか、まず実務的には差がなくて、日本政府のしかるべきお役所から来た調査なりヒアリングなりアンケートであれば、全て普通は義務的に答えなければいけない。硬い意味で義務的かどうか、命令かどうかは別にして、ちゃんと答えなければいけないと思ってみんなやっているのが普通だと思います。

そういう点において、余りここで細かい分け方をする意味はないのですが、今回の資料は、要は統計調査以外は全体の把握が難しいので、今回の一言で言ってしまうと取組から外して、適宜対応することを言っているに等しいので、ここはもう少し何か工夫していただけないのかなという気がいたします。

全体を20%削減という数値目標というのはかかっていますし、ワンスオンリー原則だとか、そういう原則もかかっていますので、それを適用するというのがまずベースだと思います。

全体を把握するのが難しいというのは、少なくとも統計調査以外で法律に基づいてアンケート調査するものがあるので、それは簡単に把握できると思うのです。それは1の注で書いてあるのは、私の理解では有事のときの端的に言ってしまうと悪いことをした人間に対して、これ出せ、あれ出せというのは外すというのはよくわかるのですが、平時の法律に基づく調査、例えば有名な下請調査とか、こういうものは当然定期的に行われて非常に大きい負担があるわけです。これはほかにもたくさんそういうものはあります。それは当然、今回の統計調査以外の調査に入るという理解に私は立っていますから、それは簡単に把握できますね。これは法律に基づいていますから。

もう一つ、今度はここで言われている把握が難しいというのは、そういうものではない、個々のお役所のニーズに基づいた調査ということでしょうが、これも大きい意味では省の権限に基づくものだと思いますが、この把握が難しいと言っても、これは何とか知恵を

出していただきたい。

知恵のない私が考えると、少なくとも事業者のほうがこういうものについて非常に負担だというのは全部母数に入れていけばいいので、漏れたものは多分、大したものではない。ということですから、母数の確定というのはいろいろなやり方がある。つまりもう一回言いますと、法律に基づくもので統計調査以外。これは把握ができる。それプラス、事業者から言ってこういう統計が非常に負担だということを挙げてもらって、それで母数は確定できる。当然それが全部ではない。ただ、それはそれでよくて、その20%を削減するとか、これは知恵のない私が言っているのもう少しそこは考えていただきたいと思えます。

ですからぜひ、20%とかワンスオンリー原則というのは統計調査以外にも適用するという方を方針にしていきたい。ワンスオンリーというのは非常に重要でして、例えば先ほど挙げた下請調査は、必ず対象会社の概要というものが頭に来ますけれども、はっきり言って法人番号があるのですから、法人番号を書けばそれで終わりのはずなのです。ただ、これをもう一回書かなければいけないということなので、こういうものは法人番号で終わりにするとか、こういうことができますので、別に調べる項目を減らせとか、内容を変えろということではなくて、これは多分、法律に基づいていけば必要なものでしょうから、それはいいのですけれども、それ以外にいかにか事業者の負担を減らすかというところの工夫をもう少しするというのが多分、今回の目的だと思いますから、ぜひそういう点でもう少し考えていただきたいというのが私からのお願いであります。

私の理解が正しいかどうか。つまり統計調査以外の法律に基づく平時のもの、定期的に行われるものは当然、今回の対象に入っているということかどうかだけ、確認させてください。

高橋部会長 では1点だけ、入っているかどうかだけの確認をまず。対象かどうか、イエスかノーか。

大槻参事官 この注書きは平時、有事で区別しているわけではなくて、個別法の権限に基づいて権限発動してやっているものは違うだろう。ただ、佐久間専門委員おっしゃったように、広い意味で所掌事務全体の中から各省の仕事としてやっているようなものは、対象として入ってくるという違いでございます。

佐久間専門委員 そうすると下請調査とか温対法とか、ああいう法律に基づく定期的などの企業にも来ているものは外れるということですか。

大槻参事官 個別の調査につきまして、どういう権限に基づいてやっているかというのは各省庁に確認しなければわからないところもありますので、そこは確認したいと思えます。

高橋部会長 統計法のもものは外れる。また、今、言ったように事が起きたときに随時に実施するものは外れる、というのはいいですね。

佐久間専門委員 まず私の理解は、下請調査というのは法律に基づくれっきとした義務

的なものとして出されています。それは今回の取組対象に入るのですよねというのが私の確認したかったことです。それプラス私が先ほど申し上げたのは、それ以外にアドホックで行われるものであっても、定期的に行われるもので負担感の大きいものを入れていただけるような工夫をしていただけませんかという、この2つを申し上げました。

高橋部会長 では、その2つについていかがでしょうか。

大槻参事官 各省の具体的の調査については、それぞれ根拠を聞いてみないとわからないところがございます。ただ、後段のアドホックに行われるような調査で一般的な権限に基づいてやっているようなものは、当然入ってくるかと思えます。

高橋部会長 では、そこは今後きちんと詰めるということで。

原委員、堤専門委員、どうぞ。

原委員 ほぼ重なるので一言なのですが、個々の調査を洗い出して、調査の全体像を把握することが困難ということなのですが、これが難しいとおっしゃられるなら、大崎専門委員がおっしゃられたようにEBPM推進統括官は機能しないことになってしまうのではないかという気がいたします。

この統計改革推進会議と緊密に連携していく必要があるということは、おっしゃるとおりだと思うのですが、ここで書かれている削減目標を設定する方法がなじまないということはないのではないかという気がいたしました。

以上です。

高橋部会長 いかがでしょう。

堤専門委員 こちらの部会で話し合わない、もしかしたら統計調査のほうでお話をする内容かとは思ったのですが、お二人の委員の意見とは離れてなのですが、何となく今、お伺いをしていますと、他の省庁での調査で重なるもの、重複調査の数を減らしていきましようという感じで聞こえるのですけれども、自分の会社がそういったマーケティングをやっているところもあって、そもそも統計調査というか、各種調査の内容、質といいますか、調査の回数よりも、どういうことを聞いているのかという内容も検討すべきではないかということも、非常に重要なポイントになると思います。

例えば前回こういう調査をしているので、経年調査をしていきたいとか、調査を行うときに以前にとった項目があると、新しい項目調査設計をするときに、簡単なものになりづらい傾向がございます。こういった形で削減しても、いやいや、もう5年前にとっているから、10年前にとっているから、比べたいからこの項目はと、割と国の調査票は結構分厚くて、時間も15～20分ぐらいと、結構紙で送ってオンラインで答えるみたいなタイプが多いのです。紙で送ってオンラインで答えるのは、企業内で決裁をとったりしなければいけない。例えば御担当者がお一人で答えられなくて、他部署に回していったりするとき、このような内容でいいですかというのを確認していったりということがあるので、そもそも調査票の設計みたいなものも論じないと、負担感は減らないのではないかということもござります。

先ほど佐久間専門委員は下請法の調査のお話とかされていましたが、面倒くさいとか、自分に余り関係ないなと思うときには、余り事実で報告していらっしやらないことも結構それ相応に入ってくるのではないかと。例えば下請法で絶対にこの会社違反しているよなと思っても、正直、私どものような中小企業だと、それがどのような形で流れるかわからないので、結構、名前は書かないことも多いです。

要は調査をしたときに、これが事実に基づくとということの事実をどうやって調べているのかと思うので、今この表で事実と事実以外と書いてあるものに大して差はないよなと思いつつ見をしておりましたので、調査というもののある程度バッファーもあるんだということを見ると、委員の皆様がおっしゃっているように結構ばさばさと切っていたとしても、大筋には影響はないのではないかと感じております。

以上です。

高橋部会長 多分この1ページのものは、我々の守備範囲がどこかというのを示すためのもので、統計調査以外のものは基本的に視野に入ります。そこからどこを落としていくのかという発想だと思います。確かに下請法の話とか、温対法の話をお聞きいただきました点につき、これは今、事務局は即断できない、よくわかっていないみたいなので、そこは調べていただいて、入るかどうかを明確にさせていただきたいと思います。

では部会長代理、お願いします。

森下部会長代理 今の佐久間専門委員と原委員の話の延長線上になるのですが、基本的にこの話になるといつも根拠法の話が出てくるのだけれども、しかし、もともとの趣旨は民間企業の負担を減らそうということで、正直、根拠法が何であれ関係ないわけです。それは余りに行政的な発言過ぎると思っていて、定点的にしているかどうか、あるいは定期的になっているかどうかというのがポイントであって、それは全て入るとというのが民間業界は当然だと思うのです。

例えば厚生労働省関係の統計は病院なんかでもいっぱいあるわけです。これに根拠法があるかどうかなんて我々も全然知らないけれども、お上から来たら皆さん一応答えなければいけないとやってるわけであって、しかも定期的に同じようなものが来るわけだから、それに関して法律に基づいて違うというのではなくて、定期的かどうかというのが重要だと思うのです。これが1点。

もう一点としては、これは総理指示なのだから軽々と外すというのはおかしいと思うのです。3原則と20%削減というのは基本、国税以外は全て適用するというのがもともとの先ほどの総理指示の内容だと思うので、何でもかんでもすぐ外すという話になったら意味がなくなってしまう。だからぜひ3原則と20%削減というのは、統計調査の上でも入れてもらうというのが大前提だと思います。その中でなじまないものがあるのであれば、それは例外中の例外だと思うのです。そういう観点で考えてもらわないと、我々自身が総理の指示に対して十分応えていないというのは、この会議の位置づけからしておかしいと思うのです。そこはぜひ再考してもらいたいし、先ほど佐久間専門委員が言いましたが、知恵

を出してもらおうというのが大事だと思うので、ぜひ御考慮いただければと思います。

高橋部会長 大臣、よろしくお願いいたします。

山本大臣 統計改革のほうは別のところで私が責任者でやっております、統計改革推進会議、官房長官がヘッドですが、実質的には私がやっている事柄であります。

その中で当然、事務量20%削減というのは入れております。それを目指してやるんだということははっきり掲げています。ただ、途中段階では一時的に負担が増えることがあります。というのは、GDP統計も全部やりかえようと思っておりますので、しかも今の日本のGDP統計は消費から見ているのですけれども、世界中の潮流に合わせて、これを全部生産に変えてしまおう、SUTに変えてしまおうと思っておりますので、1回目はがらっと変わるので、いろいろな事務所なんかは少し大変かと思いますが、しかし、同時に各省の統計のやり方も全部調整してやっていきたいと思っておりますので、そういうもの乗り越えた場合には当然20%削減という目標は持つんだということもはっきり書いております。

その上で、これから新しく各省につくるEBPM推進統括官というものを活用して、その際には大崎専門委員が言われたように、いろいろな情報があることについては常に点検、また、外部からもそういう批判を仰ぐという体制にしていきますので、それはこことそんなに平仄が合わないことがないようにしていきたいと思っておりますが、全体を変えてしまうのに10年以上かかるかと思っておりますけれども、そこがあるので、それだけ御理解を賜ればと思います。

高橋部会長 どうも大臣、御明確な御説明ありがとうございました。

そこら辺を含めて事務局、何か御発言ありますか。

刀禰次長 今回の森下部会長代理のお話との関係でもう一度整理をしておきますと、本日の考え方という紙に書いてある中の最初の1ページ目の注のところは、今回除外すると言っているわけではございませんで、もともと取りまとめの中から引用しているだけです、何か今回、新しい方針で除外しようと思っているわけではございません。

2点目の定期的、定点的なというお話がございました。まさに今回、統計改革のものと同一点、相違点を見比べて、統計改革の方針を適切に反映させていこうということでございますので、定期的なものについてはかなり統計と同様のものが多いだろうと思っておりますので、そういったものはあると思います。

他方、臨時的なもので役所がいろいろな社会的ニーズの中でやらざるを得ない調査、例えば、先ほど御審議いただいたアンケートのようなものもありますので、そういったものについて何か全て網をかけてやるというのは、現実に削減目標と言ってみても、例えば内閣府の我々の部局はこれまでゼロだったわけですから、仮にこれを減らせということになるとそもそもできなくなってしまいますが、そういうことではないので、その辺りはまさに知恵を出せという御趣旨はよくわかります。これから統計の手法を見習って、案を考えていく際に実効的にきちんと事業者の方の負担が減るような形でどのようにできるか。特に、統計の側に今回、推進統括官という形もできますので、その仕組みも使えるものは

ぜひ上手く使って、各省の現実の行政ニーズと事業者の方の負担感の削減を両立させるべく、また、統計も含めて負担感の削減が重要であるという認識は全く共通しておりますので、そういった意味で後ろ向きではないと理解をしております。

高橋部会長　今回は、まず考え方の案を出していただいて、それを委員のほうでいろいろとざっくばらんに御指摘いただいて、事務局はよく考えて受け取っていただくという位置づけだと思います。いろいろ貴重な御指摘をいただきましたので、事務局は頭を絞って、また次回、具体的な案を出していただければと思います。

事務局の検討に際して、もう少しつけ加えるべきところがあれば御指摘を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。そういう形で今、いただいた意見は事務局にしっかり受けとめていただいて、私もチェックしながら次回の議案等の提出について作業してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今後、統計改革推進会議の検討状況を踏まえて、引き続き御議論をいただきたいと思いますが、最後に私のほうで付け加えさせていただきたいことがございます。

前回の部会で議論がございました雇用関係助成金の扱いについてです。雇用調整助成金など、事業主に対して支給される雇用関係助成金につきましては、今般の行政手続部会取りまとめにおきまして、事業者のニーズに基づき、行政手続法上の申請・届出以外についても、必要に応じて取組の対象としてきたという考え方に基づきますと、いずれかの分野できちんと取り扱うというのが必要だと考えています。

該当する分野としまして、雇用関係助成金は事務所におきまして雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに活用されることが想定されており、事業主にとっては従業員に対する労務管理の一環であると考えられますことから、労務管理に関する手続として位置づけることができると考えております。そのため、重点分野でございます労務管理に関する手続として厚生労働省が取り組むことで、厚生労働省も了解済みでございます。そういう形で重点分野として取り上げるということで御報告を申し上げておきたいと思います。

以上でございます。佐久間専門委員、それでよろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から何かございますか。

石崎参事官　次回の会議日程は、後日、事務局から御連絡いたします。

高橋部会長　本日はどうもお忙しいところありがとうございました。